

第10章

目標値の設定と進行管理方策

第10章 目標値の設定と進行管理方策

1 目標値の設定

都市づくりの基本方針、将来都市構造、誘導施策等を踏まえ、本計画に基づくまちづくりの効果を評価する目標値（定量的指標）及び目標値の達成により期待される効果は、以下のとおりです。

(1) 都市機能誘導に係る目標値及び期待される効果

都市機能誘導区域内における誘導施設の割合の増加による拠点性の向上を目標とします。

目標	基準値 2018 (H30) 年度	現状値 2023 (R5) 年度	目標値 2038 (R20) 年度
都市機能誘導区域内における誘導施設の割合の増加	19.0%	19.2%	20.0%



期待される効果	現状値・基準値 2022 (R4) 年度	目標値 2038 (R20) 年度
市内鉄道駅（石岡駅・高浜駅）の1日平均乗客数の維持	5,447人	5,447人

コミュニティ拠点の中心的な都市機能施設である公共公民館の維持を目標とします。

目標	基準値 2018 (H30) 年度	現状値 2023 (R5) 年度	目標値 2038 (R20) 年度
コミュニティ拠点における公共公民館の立地数の維持	4館	4館	4館



期待される効果	基準値 2018 (H30) 年度	現状値 2021 (R3) 年度	目標値 2038 (R20) 年度
市民意識調査における生涯学習の推進の満足度（評価点）の増加	3.09 [※]	3.14 [※]	3.20 [※]

※満点：5.00

(2) 居住誘導に係る目標値及び期待される効果

人口減少下においても、居住誘導区域内の人口密度を維持することを目標とします。

目標	基準値 2015 (H27) 年度	現状値 2020 (R2) 年度	目標値 2038 (R20) 年度
居住誘導区域内の人口密度の維持	26.5 人/ha	26.2 人/ha	26.5 人/ha



期待される効果	基準値 2016 (H28) 年度	現状値 2022 (R4) 年度	目標値 2038 (R20) 年度
年間の社会増減数の増加	-261 人	-73 人	0 人

(3) 公共交通に係る目標値及び期待される効果

多核連携型のコンパクトな都市づくりと連携した公共交通体系の整備を進めることを目標とします。

なお、公共交通に係る目標値及び期待される効果は、石岡市地域公共交通計画の目標と同一としているため、目標値の年度が 2028 (R10) 年度となっています。

目標		基準値 2022 (R4) 年度	目標値 2028 (R10) 年度
鉄道駅の乗車人数 (1 日平均)	石岡駅	4,563 人/日	現状維持
	高浜駅	884 人/日	現状維持
かしてつバス利用者数 ((1 日当たりの加重平均) 石岡駅～小川駅間)		588 人/日	現状維持
代替バス利用者数 (1 日平均)		36.8 人/日	現状維持
乗合いタクシー利用者数 (1 日平均)		132 人/日	現状維持
主な市内公共交通機関の利用者数 ※上記 4 つの利用者数の合計人数		6,204 人/日	現状維持



期待される効果	基準値 年度	目標値 年度
公共交通に対する市民の満足度	2.76 [※] 2020 (R2) 年度	3.00 [※] 2028 (R10) 年度
公共交通利用者も含めた高齢者の外出頻度 (買物目的)	2.0 日/週 2023 (R5) 年度	現状維持 2028 (R10) 年度

※満点 : 5.00

(4) 防災・減災に係る目標値

ソフト対策等の充実により防災性を向上することを目標とします。なお、防災・減災に係る目標値は、石岡市総合計画（基本計画）の目標と同一としているため、目標値の年度が 2027（R9）年度となっています。

目標	基準値 年度	目標値 年度
災害時に情報を入手することに不安を感じない市民の割合	58.3% 2021（R3）年度	74.0% 2027（R9）年度
主に市民向けの出前講座などの各種啓発活動の実施回数（年間）	4 回 2020（R2）年度	10 回 2027（R9）年度
総合防災訓練の参加人数（年間）	1,019 人 2020（R2）年度	適切な訓練を実施 2027（R9）年度
自主防災組織の設立数（累計）	161 組織 2020（R2）年度	170 組織 2027（R9）年度

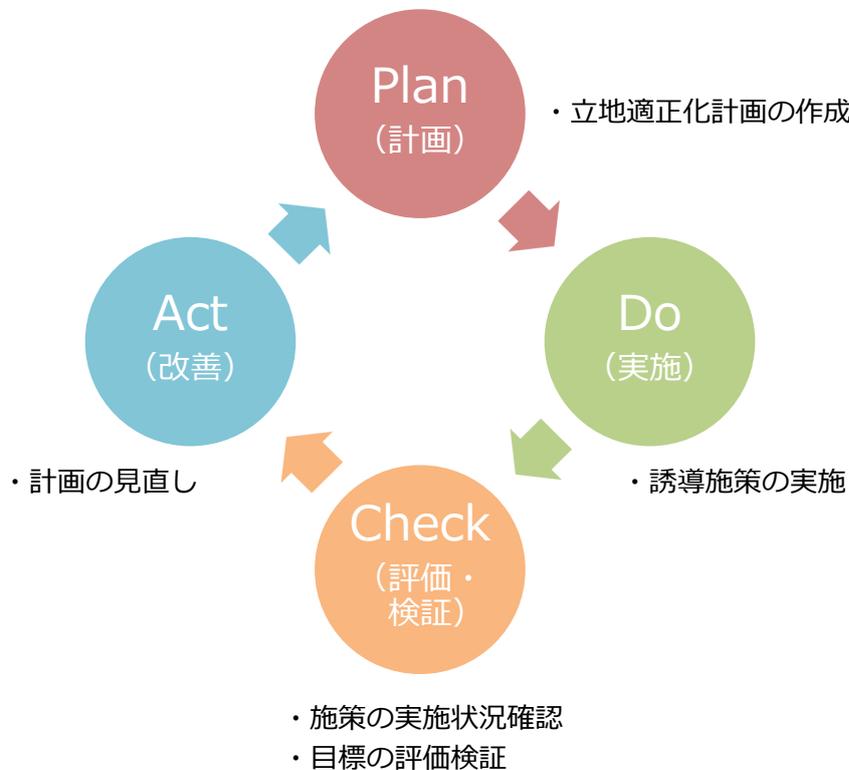
2 進行管理方策

都市計画運用指針では、本計画における評価や見直し等について、以下の内容が示されています。

立地適正化計画を策定した場合においては、おおむね5年ごとに計画に記載された施策・事業の実施状況について調査、分析及び評価を行い、立地適正化計画の進捗状況や妥当性等を精査、検討することが望ましい。また、その結果や市町村都市計画審議会における意見を踏まえ、施策の充実、強化等について検討を行うとともに、必要に応じて、適切に、立地適正化計画や関連する都市計画の見直し等を行うことが望ましい。

出典：都市計画運用指針

本市においても、おおむね5年ごとに本計画に記載された施策や事業の実施状況や評価指標について、関連計画や関連施策と連携を図りながら、評価及び検証を実施し、評価結果を踏まえて、必要に応じて本計画の見直しを行います。



図：本計画の進行管理のイメージ